

福山市民病院医薬品価格適正化支援業務に関するプロポーザル実施要領

1. 業務の目的

経営改善を図るため、当院で取扱う医薬品の購入価格適正化を目的とします。

2. 業務概要

- (1) 業務名 福山市民病院医薬品価格適正化支援業務
- (2) 業務場所 福山市民病院が指定する場所
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務履行期間 2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで

3. 見積限度額

見積限度額は8,937,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

4. 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定します。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った後に当該業者と随意契約を締結します。

5. 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号ないし第5号及び第6号に規定しない者であること。
- (5) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (6) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (7) 福山市民病院医薬品価格適正化支援業務に関するプロポーザル実施要領（本書）及び仕様書に示す要件を満たすこと。
- (8) 本業務と同種の業務について、急性期機能を有する医療機関と1年以上継続して受託中であること。

6. 参加申込の手続等

(1) 担当課

福山市民病院 経営企画部 管理課

〒721-8511 福山市蔵王町五丁目 23 番 1 号

TEL : 084-941-5151 FAX : 084-941-5159

E-mail : byouin-kanri@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2026 年（令和 8 年）2 月 20 日（金）
実施要領等の配付期間	2026 年（令和 8 年）2 月 20 日（金）から 同年 3 月 5 日（木）午後 5 時まで
質問書受付期間	2026 年（令和 8 年）2 月 20 日（金）から 同年 3 月 6 日（金）正午まで
質問書に対する回答期限・ 回答方法	2026 年（令和 8 年）3 月 10 日（火） 随時、福山市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	2026 年（令和 8 年）2 月 20 日（金）から 同年 3 月 5 日（木）午後 5 時まで
参加資格確認結果の通知 期限	2026 年（令和 8 年）3 月 6 日（金）
企画提案書の受付期間	2026 年（令和 8 年）3 月 6 日（金）から 同年 3 月 16 日（月）午後 5 時まで
プレゼンテーション （ヒアリング）の実施	2026 年（令和 8 年）3 月 23 日（月）
企画提案書の選定通知	2026 年（令和 8 年）3 月 25 日（水）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026 年（令和 8 年）2 月 20 日（金）から同年 3 月 5 日（木）午後 5 時まで

イ 配付場所

(1)に同じ。

※福山市ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shiminbyoinkanri/>)

(4) 質問書の受付

ア 受付期間

2026 年（令和 8 年）2 月 20 日（金）から同年 3 月 6 日（金）正午まで

イ 質問の方法

質問書（様式 1 1）により、電子メールで提出してください。

提出先メールアドレス : byouin-kanri@city.fukuyama.hiroshima.jp

ウ 質問に対する回答期限

2026 年（令和 8 年）3 月 10 日（火）※随時、福山市ホームページに掲載します。

7. 参加申込書の作成等

- (1) 受付期間 2026年(令和8年)2月20日(金)から同年3月5日(木)午後5時まで
(郵送の場合は3月5日午後5時必着)
- (2) 提出場所 6.(1)の担当課に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等(福山市の休日
を定める条例(平成元年条例第29号)第1条に規定する市の休日)を除く午前8時30分
から午後5時まで)※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とします。
- (4) 提出書類及び部数 次のア～スの書類を作成し、各1部を提出してください。
(ウ、オ、カ及びキについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの)
 - ア 参加申込書(様式1)
 - イ 参加資格審査申請書受付票(様式2)
 - ウ 商業登記簿謄本(写しでも可)
 - エ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(法人の場合は、直前1事業年
度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し)
 - オ 市税の完納証明書(写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。
ただし、本市における納税義務のない者は申立書(様式7)を提出してください。)
 - カ 納税証明書(写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証
明したもの)
 - キ 印鑑証明書(原本)
 - ク 使用印鑑届(様式3)(実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出してください。)
 - ケ 委任状(様式4)(契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提
出してください。)
 - コ 誓約書(様式5)
 - サ 担当者届(様式6)※本提案に係る担当者として1名を選任し、質疑等の窓口を一本化
してください。)
 - シ 申立書(様式7)※市外業者で本市における課税のない者は提出してください。
 - ス 参加資格に係る届出書(任意様式とします。)

「5. 参加資格-(8)本業務と同種の業務について、急性期機能を有する医療機関と1年
以上継続して受託中であること。」を証明するもの

8. プロポーザル参加資格の確認(企画提案書の提出者の選定)

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行います。

(1) 参加資格確認結果の通知

参加申込書の提出者全員に、2026年(令和8年)3月6日(金)までに参加資格確認結果を電
子メールにより送付します。

(2) 参加資格確認結果の公表

参加資格確認結果については契約締結後、福山市ホームページに公表します。

(3) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。
- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行います。

9. 企画提案書の作成等

(1) 受付期間

2026年（令和8年）3月6日（金）から同年3月16日（月）午後5時まで

（郵送の場合は3月16日午後5時必着）

(2) 提出場所 6(1)の担当課に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日）を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とします。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書等受付票（様式8） 1部

イ 企画提案書表紙（様式9） 1部

ウ 企画提案書本文 10部

- ・A4判左綴じ（縦、横不問）とし、記載形式は自由とします。ただしフロー図やイメージ図等については、A3判を折りたたんで使用しても構いません。
- ・「福山市民病院医薬品価格適正化支援業務仕様書」の内容を満たし、別紙「評価基準・評価項目」を明らかにした上で作成してください。

エ 見積書 1部（様式10）

- ・2(4)に規定する期間について、本業務に関する一切の諸費用を含む金額を、消費税及び地方消費税相当額を含めず算定し、記入すること。
- ・3の見積限度額を超えた場合は失格とするため注意すること。

10. 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとに福山市民病院医薬品価格適正化支援業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行います。

(1) プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

ア 日時 2026年（令和8年）3月23日（月）

イ 場所 福山市民病院 西館3階 第3会議室

ウ プレゼンテーションの方法

- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順で実施します。
- ・その他詳細については、参加資格の確認結果通知時に別途案内します。

(2) 評価基準・評価項目

別紙「評価基準・評価項目」のとおり。評価方法は提案書に係るプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、審査表に基づき加算方式による採点及び審査を行います。

(3) 受注候補者の特定 評価委員会の評価が高い順に、最優先交渉権者1名、次順位者1名を選定し、本業務の受注候補者として特定します。

(4) 評価結果・選定結果の通知

2026年（令和8年）3月25日（水）

企画提案書の提出者全員に評価結果・選定結果を通知します。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではありません。通知後、当院と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行います。

(5) 評価結果の公表 評価結果については契約締結後、福山市ホームページに公表します。

(6) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内に書面（様式は任意）により、当院に対して非選定理由の説明を求めることができます。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行います。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間

(ア) 6(1)の担当課に同じ

(イ) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(7) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。
- ・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。また、1者のみの場合はプレゼンテーションを省略する場合があります。

(8) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、評価委員会において「同点の場合の決定方法」に従い、受注候補者を決定します。

11. 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て病院事業管理者が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容を基本としますが、受注候補者と当院との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9(4)で提出した見

積書の額と同額になるとは限りません。

- (3) 病院事業管理者が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

1 2. 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の見積限度額を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと病院事業管理者が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると病院事業管理者が認めた場合
- (6) その他当院の指示に違反する場合

1 3. その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとします。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとします。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなします。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション（ヒアリング）等に要する費用等は、全て参加者の負担とします。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しません。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできません。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めません。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出してください。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内

容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ当院との協議に基づいて決定するものとします。

(15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、当院は契約を解除できるものとします。この場合、当院に生じた損害は受注者が賠償するものとします。

(16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画を変更又は中止する場合があります。この場合、参加者に対して当院は一切の責任を負わないものとします。

(17) この事業は、福山市議会における当該契約に係る令和8年度病院事業会計予算が成立した時をもって効力を生じるものとします。なお、議決を得られなかった場合、参加者に生じた損害について当院は何ら責めを負わないものとします。

(18) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。